

【Q&A】

■申込みについて

Q：申込書はどこでもらえますか？

A：都市整備課（第二庁舎 5 階）または庄内出張所で配布しています。豊中市のホームページからもダウンロードできます。

Q：法人名義の建物も補助の対象ですか？

A：法人でも申込みできます。

Q：建物の所有者が死亡しているが、相続手続等をしていないです。

A：相続関係の説明資料が必要です。くわしくは市へお問い合わせ下さい。

Q：補助の申込者に収入制限はありますか？

A：ありません。

Q：すでに建物を除却（解体）してしまったが、申込みできますか？

A：申込みできません。市からの交付決定通知日の後に、除却工事の契約を行う必要があります。必ず、市へ事前に相談してください。

■土地・建物について

Q：建物の規模や用途に制限はありますか？

A：制限はありません。ただし、用途によって補助限度額が異なります。

Q：除却（解体）後の土地の固定資産税はどうなりますか？

A：増額となる可能性があるため、十分検討の上、申込んでください。

Q：補助金の制度上、建物解体後の用途に条件はありますか？

A：ありません。ただし、建替える場合には、「防災街区整備地区計画」の制限に建物を適合させる必要があります。

豊中市のホームページで
「除却費補助」と検索



《問合せ先》

豊中市 都市計画推進部 都市整備課

豊中市中桜塚 3 丁目 1-1 【第二庁舎 5 階】

TEL：06-6858-2342 FAX：06-6854-9534

Email：nambuseibi@city.toyonaka.osaka.jp

市ホームページ
はこちら



令和 7 年(2025 年)4 月 1 日発行



申込みの受付は、市の予算が無くなり次第終了します。
建物の除却（解体）を検討される場合は、お早めにご相談ください。

(庄内・豊南町地区) じょきやく

木造住宅等の除却(解体)費を補助します！

【豊中市木造住宅等除却費補助金交付要綱】

豊中市では、庄内・豊南町地区の防災性向上や住環境改善などのため、木造住宅等の除却費の補助を実施しています。

【対象となる区域】

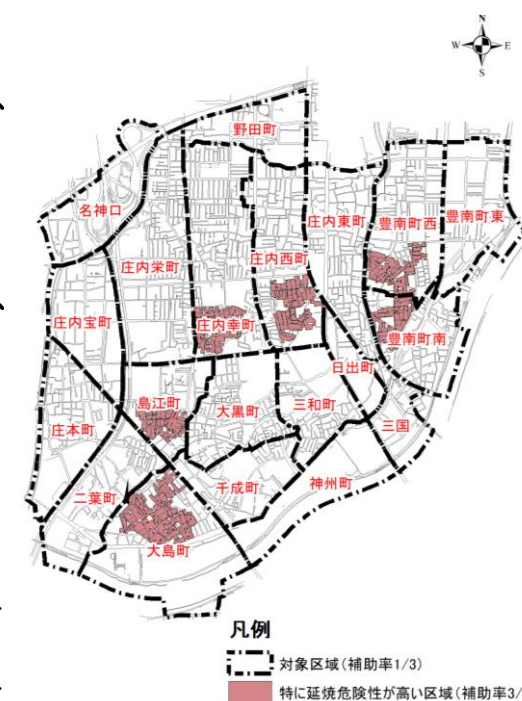
◎庄内・豊南町地区

大島町 1～3 丁目、神州町、三和町 1～4 丁目、
島江町 1～2 丁目、庄内幸町 1～5 丁目、
庄内栄町 1～5 丁目、庄内宝町 1～3 丁目、
庄内西町 1～5 丁目、庄内東町 1～6 丁目、
庄本町 1～4 丁目、千成町 1～3 丁目、
大黒町 1～3 丁目、野田町、日出町 1～2 丁目、
二葉町 1～3 丁目、三国 1～2 丁目、
名神口 2 丁目の一部、名神口 3 丁目
豊南町西 1～5 丁目、豊南町東 1～4 丁目、
豊南町南 1～6 丁目

◎上記のうち特に延焼危険性が高い区域

大島町 1～2 丁目の一部、島江町 2 丁目の一部、
庄内幸町 4～5 丁目の一部、庄内西町 4～5 丁
目の一部、
豊南町西 4～5 丁目の一部、豊南町南 1～3 丁
目の一部

庄内・豊南町地区 木造住宅等除却費補助 対象区域



【対象となる建物】

昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築された木造の建築物

【補助金の申込みについて】

- ・申込みができるのは、建物所有者です。
- ・除却（解体）工事の契約を行う前に、申込みが必要です。
- ・除却（解体）工事の完了は、翌年の 1 月末までに必要です。
- ・補助金は、市の予算が無くなり次第、終了となります。



木造住宅等除却費補助制度は
令和 7 年度で終了します。

【補助金額の算出方法】

下記の算出方法①～③のうち、最も低いものが補助金額となります。

①建物の除却（解体）に要する費用（消費税抜き）×補助率※

※ 補助率は、区域ごとに次のとおりです。

建物の種別	対象区域	特に延焼危険性 が高い区域
木造共同住宅	1 / 3	3 / 3
木造住宅		
その他木造建築物（店舗・事務所等）		

②豊中市が定める額

補助の対象となる延べ床面積×1㎡当たりの算定基準単価 19,000 円×補助率※

③補助限度額

建物の種別	対象区域	特に延焼危険性 が高い区域
木造共同住宅	195 万円 / 1 棟	585 万円 / 1 棟
木造住宅	55 万円 / 1 戸	170 万円 / 1 戸
その他木造建築物（店舗・事務所等）	105 万円 / 1 棟	320 万円 / 1 棟

※【特に延焼危険性が高い区域のみ】

入居者（1 年以上入居し賃借している）の動産移転料の一部を補助
（25 万円/戸 限度額 125 万円/棟）

ご不明な点は、市へお問い合わせ下さい。

《注意事項》

- 昭和 56 年（1981 年）5 月 31 日以前に建築された木造部分は、基礎も含めてすべて除却（解体）する必要があります。
- 昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日以降に増築している部分は、補助の対象外です。
- 補助金の手続き（右の表①～⑤）は、市役所の第二庁舎 5 階の「都市整備課」の窓口をお願いします。（郵送等の申込みも可能です。）
- 工事の契約は、市からの補助金等交付決定の通知日の後に、行う必要があります。
- 建物所有者が複数名の場合は、全員の同意が必要です。
- 建物と土地の所有者が別の場合は、土地所有者全員の同意が必要です。
- 長屋住宅の一部を解体する場合は、他の建物所有者全員の同意が必要です。
- 賃貸物件の場合は、「補助金等交付申込書」の提出までに退去が必要です。（特に延焼危険性の高い区域内での入居者の動産移転料の補助を申込み場合は除く。）
- 本補助金を受ける場合、「豊中市木造賃貸住宅等の建替補助」、「豊中市震災対策木造住宅除却補助」などの他の補助金を受けることはできません。
- 補助対象部分が公共事業による移転等の補償対象となっている場合、本補助金を受けることはできません。
- 本補助金は、市が国からの補助金を受けて実施しています。そのため、書類審査や現地確認などが必要であり、手続きには時間を要します。

【手続きの流れ】

